

令和5年第1回(3月)定例会

御杖村議会会議録

令和5年 3月 7日開会

令和5年 3月16日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（3月7日）	—1—
◎議事日程	—2—
◎本日の会議に付した事件	—3—
◎出席議員(6名)	—3—
◎欠席議員(1名)	—3—
◎会議録署名議員	—3—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	—4—
◎職務のため議場に出席した事務局職員	—4—
◎〔発言記録〕	—5—
◎開会及び開議の宣告	—5—
◎会議録署名人の指名	—5—
◎会期の決定	—5—
◎諸般の報告(議会運営委員会)	—5—
◎諸般の報告(例月出納検査)	—6—
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	—6—
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	—6—
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	—6—
◎一般質問	
山岡議員「ふるさと納税制度の活用による地域の活性化について」	—6—
◎議案第1号御杖村議会の個人情報保護に関する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—9—
◎議案第2号御杖村個人情報保護法施行条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—10—
◎議案第3号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う御杖村条例の整備に関する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—11—
◎議案第4号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—12—
◎議案第5号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—13—
◎議案第6号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—14—
◎議案第7号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—15—
◎議案第8号御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—16—
◎議案第9号御杖村家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—16—

◎議案第10号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—18—
◎議案第11号御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—19—
◎議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—20—
◎条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—22—
◎休憩(午前11時19分)	—22—
◎再会(午前11時30分)	—22—
◎条例制定請求代表者意見陳述(西俣正博様)	—23—
◎条例制定請求代表者意見陳述(青海茂博様)	—24—
◎条例制定請求代表者意見陳述(笹谷吟子様)	—25—
◎議案第13号御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決]	—27—
◎議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—28—
◎議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—28—
◎議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]	—29—
◎議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—29—
◎議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—30—
◎議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—30—
◎議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—31—
◎令和5年度施政方針[伊藤村長]	—32—
◎議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—34—
◎議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—38—
◎議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—39—
◎議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—39—
◎議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]	—40—
◎散会の宣言	—40—

第2号 (3月16日)	-41-
◎議事日程〔審議結果〕	-42-
◎本日の会議に付した事件	-42-
◎出席議員(6名)	-43-
◎欠席議員(1名)	-43-
◎会議録署名議員	-43-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	-43-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	-43-
[発言記録]	-44-
◎開議の宣言	-44-
◎議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票 条例の制定について (修正動議)みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例に 対する修正動議 [上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]	-44-
◎議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案 第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について [一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	-46-
◎議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について [討論、採決]	-47-
◎議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について [討論、採決]	-47-
◎議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖) [上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]	-48-
◎議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について、議案第18号 令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第19号 令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について、議案第20号 令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について [一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	-48-
◎議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について [討論、採決]	-49-
◎議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について [討論、採決]	-50-
◎議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について [討論、採決]	-50-
◎議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について [討論、採決]	-50-
◎議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第22号令和5年度 御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、議案第23号令和5年度御杖村国 民健康保険特別会計予算の議定について、議案第24号令和5年度御杖村介護保険特 別会計予算の議定について、議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計 予算の議定について [一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	-51-

◎議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について	
[討論、採決]	—52—
◎議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—52—
◎議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—52—
◎議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—53—
◎議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	—53—
◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決]	—53—
◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決]	—54—
◎閉議及び閉会の宣言	—54—
◎議事録署名	—55—

(令和5年3月7日)

令和5年第1回(3月)御杖村議会定例会(第1号)

令和5年3月7日(火)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- | | |
|-----------------|-------------|
| ・議会運営委員会 | 2月24日 |
| ・例月出納検査 | 11月・12月・1月分 |
| ・宇陀衛生一部事務組合議会 | 2月16日定例会 |
| ・東宇陀環境衛生組合議会 | 2月21日定例会 |
| ・曾爾御杖行政一部事務組合議会 | 3月6日定例会 |
- 第4 一般質問
- 第5 議案第1号 [原案可決]
御杖村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第6 議案第2号 [原案可決]
御杖村個人情報保護法施行条例の制定について
- 第7 議案第3号 [原案可決]
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う御杖村条例の整備に関する条例の制定について
- 第8 議案第4号 [原案可決]
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第5号 [原案可決]
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10 議案第6号 [原案可決]
御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第7号 [原案可決]
御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第8号 [原案可決]
御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第9号 [原案可決]
御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第10号 [原案可決]
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第15 議案第11号 [原案可決]
御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第12号 [むらづくり委員会付託]
みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について

第17 [原案決定]

条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

第18 議案第13号 [原案可決]

御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

第19 議案第14号 [むらづくり委員会付託]

みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議案第15号 [むらづくり委員会付託]

みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議案第16号 [むらづくり委員会付託]

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

(みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)

第22 議案第17号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

第23 議案第18号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について

第24 議案第19号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

第25 議案第20号 [予算決算委員会付託]

令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第26 議案第21号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村一般会計予算の議定について

第27 議案第22号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第28 議案第23号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第29 議案第24号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

第30 議案第25号 [予算決算委員会付託]

令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

◎本日の開議に付した事件

議事日程と同じ

◎出席議員(6名)

議長 葛城昌俊君 副議長 張間裕子君

2番 廣口芳弘君 4番 古川芳明君

6番 山岡隆良君 7番 松岡一生君

◎欠席議員(1名)

8番 木村忠雄君

◎会議録署名議員

2番 廣口芳弘君 4番 古川芳明君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	中 嶋 英 樹 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
会計管理者	今 井 智 君
教育委員会次長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
産業建設課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

散会 午後1時10分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、おはようございます。令和5年第1回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、木村議員より入院加療及び療養のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和5年第1回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されていますので、静粛にお願い申し上げます。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条及び御杖村議会傍聴規則第11条の規程により退場を命じますので、念のため申し添え致します。よろしくお願い致します。なお、本日広報用の写真撮影の許可をしていますので、ご協力のほうよろしくお願い致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長(葛城昌俊君):それでは本日の議事日程は、別紙第1号のとおりとします。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、2番廣口芳弘君・4番古川芳明君を指名します。

◎会期の決定

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第2、会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、2月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):議長。7番松岡。

○議長(葛城昌俊君):松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):それでは、2月24日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、木村委員が欠席でありましたが、御杖村議会委員会条例第12条の規定による定足数に達していたことから、令和5年第1回3月定例会の運営について協議を行い

ました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、3月7日から16日までの10日間とし、会期中の日程については、3月7日午前10時開会、全員協議会を3月8日午前9時30分開会、むらづくり委員会を3月10日午前9時 30分開会、予算決算委員会を3月13日午前9時30分開会、続会議を3月16日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を3月1日とし、質問日は、3月7日の開会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および村長より提出される25議案など取り扱いについて協議を行いました。協議の内容ですが、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定については、むらづくり委員会に付託することとし、その審議に当たっての、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについては、議案書に添付させていただいております条例制定請求代表者意見陳述実施要領及び地方自治法第74条第4項に基づく請求代表者の意見陳述の取り扱いについてのとおり、意見陳述の機会を3月7日の午前11時30分から当議場において行うこととし、意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数は3人以内、意見を述べる時間は30分以内、その他必要な事項などの協議を行いました。また、株式会社みつえへの観光施設の指定管理者の指定及び関連施設の設置条例の一部改正2件についても、むらづくり委員会に付託することと致しました。予算の審議につきましては、令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)を含む補正予算4件と令和5年度の当初予算5件を予算決算委員会へ付託することと致しました。その他の条例の制定及び一部改正12件については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回令和5年第2回定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(葛城昌俊君):松岡委員長、ご苦勞様でした。

◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(葛城昌俊君):次に、監査委員より例月出納検査について11月から1月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(葛城昌俊君):次に、2月16日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会及び2月21日開催されました東宇陀環境衛生組合議会定例会と3月6日開催されました曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の派遣議員による報告については、お手元に報告書の写しを配布させていただいておりますが、明日3月8日の全員協議会で報告いただくことといたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

山岡議員「ふるさと納税制度の活用による地域の活性化について」

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。6番山岡議員。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):議長の許可をいただきましたので、ふるさと納税制度の活用による地域の活性化について、を村長及び所属長に質問させていただきます。地域の活性化や産業の振興並びに、行政サービスをさらに高める手段として、ふるさと納税制度がありますが、2008年から村でも扱い始め1,700万円程度を寄付金として頂いたこともありました。その後、他の自治体では限度額を超える返礼品の取り扱いも行われ、ふるさと納税制度の過当競争となっていました。総務省のチェックも厳しくなり、どの自治体もルールを守るようになって参りました。令和3年度は、奈良県では宇陀市へのふるさと納税額が3億5千万と県下では一番多いようですが、特産品の少ない本村でも、昨年度末よりみつえ高原牧場産の大和牛を返礼品に加える事は出来、今年度はどこまで御杖村を応援して頂ける方が増え寄附金額が増えるかなと思う次第でございます。そこで、令和4年度の寄附金額見込と過去に頂いた寄付金の活用実績などお聞かせ下さい。この後は自席からの質問とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):山岡議員の質問に対し、お答えさせていただきます。まず、本村における令和4年度の寄付金額の見込みについて申し上げます。令和5年2月末時点で、888万5千円の寄付をいただいております。最終寄付額は、約940万円を見込んでおります。これは、前年度の約2.1倍の寄付額となります。したがって、今定例会で提案させていただきます補正予算の中に、ふるさとづくり寄付金として、歳入歳出ともに増額補正をさせていただきます。当案件の審議の際には、ご検討の程よろしく願いいたします。さて、寄付金額の主な増額要因としましては、2点考えられます。1点目は、寄付受付サイトの追加です。長らく1つのサイトだけで運営してまいりましたが、令和4年度より新たなサイトを追加し、多くの方に寄付していただける環境づくりに努めました。2点目は、返礼品数の増加でございます。本村の返礼品につきましては、県下の市町村と比較しても数がたいへん少なく、長年の課題となっております。そこで、まずは中間委託事業者の変更を行いました。中間委託事業者からの積極的な商品提案や、令和4年11月には、みつえ高原牧場の大和牛等を返礼品に追加したことで、令和3年度末時点では12種類28品であった返礼品が、令和4年度は令和5年2月末時点で22種類54品となっております。寄付件数は397件と、寄付金額とともに近年では過去最高となっており、寄付者にとっての選択肢が広がったことで、少なからず寄付の増加に繋がったのではないかと考えています。しかしながら、本村と同規模もしくは近隣の県内市町村と比べても決して寄付が多いとは言えません。先程、議員からもお話がありましたとおり、令和3年度において奈良県下で最も寄付を集めた自治体は本村の近隣である宇陀市で、約9,400件、3億5,500万円でございます。なお、本村のお隣である曾爾村は約2,500件の4,300万円、本村よりも人口が少ない下北山村では約1,400件の3,800万円となっております。返礼品の数につきましては、ふるさとチョイスという全国で9割以上の自治体が利用している寄付受付サイトに掲載されている返礼品の数で比較しますと、宇陀市が本村の約12倍の数で639品、そのうち精肉等が全体の20%を占めております。なお本村の精肉は、54品中の8品で15%

でございます。曾爾村は本村の約2.5倍、下北山村は約3.4倍の返礼品を掲載しております。曾爾村で最も占めている分類は、約39%がビールや焼酎などのお酒です。下北山村に関しては、木工品が20%以上を占めています。本村と同様の山林・過疎地域や人口の少ない村であっても、多くの寄付が行われており、今後も、他自治体の更なる分析を進め、本村のふるさと納税に反映させたいと思います。続きまして、過去にいただきました寄付金の活用実績についてですが、広報みつえに実績報告を掲載し始めた平成28年度から、年度毎に説明申し上げたいと思います。平成28年度は、安能寺鐘楼門の修復や半夏生園案内立て看板の設置等の3事業に、計250万円活用させていただきました。同じく、平成29年度も、観光プロモーションビデオの制作や体験交流館の廊下補修工事等の3事業に充当させていただいており、計314万円の活用実績となります。続いて、平成30年度では、防災マニュアルの作成に28万円を使わせていただきました。また、平成30年度のみ事業として、クラウドファンディングを実施し、いただいた21万8千円全額を移住体験住宅の建設費用の一部として充当しております。次に、平成31年度ですが、非常用持出袋の購入に39万6,360円を活用させていただいております。なお、この非常用持出袋を利用して、同年度は防災訓練を実施いたしました。そして、令和2年度には、御杖保育所に設置しました遊具の購入に340万円の寄付金を活用させていただきました。最後に、令和3年度でございます。令和3年9月に開校した小中学校統合校舎に設置したパソコン機器の購入費用の一部に、310万円を充当させていただきました。なお、令和3年度末の寄付金残高は、5,705万4,599円となっております。また今年度は、伊勢本街道整備事業と県産材生産促進事業に寄付金の一部を使わせていただく予定です。現在も村ホームページや広報にて活用情報等を公表しておりますが、今後も丁寧な説明を心掛け、多くの皆様に本村を応援していただけるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○6番(山岡隆良君):はい、議長。

○議長(葛城昌俊君):6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):ありがとうございました。丁寧な説明をしていただきまして、ふるさと納税の今の状況がよくわかったんですけども、自分なりに調べた部分がありますので、その辺のところを少し意見として述べさせていただきます。総務省自治税務局市町村税課の資料によると、令和3年度ふるさと納税都道府県別受入金額を見てみると、北海道がダントツに多く1,217億円。次いで宮崎県が463億円、3番目に福岡県が446億円となっており、奈良県は残念ながら26億と全国順位は44番目で、これを県下39の自治体平均の寄附金受入額で見ると、1自治体あたり全国最下位の6,700万円です。それで先ほど村長のほうから報告がございましたけれども、御杖村の寄附金の見込みが今年度が940万円ぐらいということで、まだ奈良県は最下位であるんですけども、それにあたってのさらに御杖村はもっと低いという状況にあります。ちなみに、1自治体あたりトップの宮崎県は、463億円を26の自治体割ますと、1自治体当たり平均17億7,000万円集めているというふうな実態がございまして、返礼品の少ない御杖村では、多額な寄附金を集めるのは無理といたしましても、少しずつ改善していただいて、今年度は返礼品のアイテム数を増やすというふうなことをやっていただいて、900万円というような形で受けるというのはよくわかりました。そんな中で、今後、御杖村を応援して寄附を頂ける方を増やすために、寄附金の使い道を今まで以上に丁寧に説明し、そして寄附者とのコミュニケーションを高め、地域製品のブランド化や開発、そしてさらなるポータルサイトの拡充、そして道の駅や旅行村・三季館への、御杖村を応援していただける方を増やすための協賛ポスターの掲示、県内他市町村の返礼品分析というふうなことを考えなが

ら、コラボも含めて考えていったらどうかというふうなことを思います。何か次年度以降に、特産品の開発や返礼品の充実等、先ほど報告された以外に具体的に企画されているようなことがあればお聞かせください。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):令和5年度以降の構想について、お答えさせていただきたいと思います。まず、ポータルサイトの拡充として、令和5年度には新たに二つのサイトを追加したいと考えております。寄附の窓口が増えることで、今まで本村を知り得なかった方々に本村の魅力をお伝えし、引いては寄附という形で応援していただくことにつながることを考えております。次に、特産品の開発であります。令和5年度につきましては、過去に企画・開発しました商品の製造・販売を行いたいと思っております。地域ブランドとして確立した後には、ふるさと納税の返礼品にしていきたいというように思っておるところでございます。また、近隣市町村との共通返礼品ですが、県下では大和高田市と葛城市、広陵町と曾爾村などが共通返礼品を出しているところですが、特産品の少ない本村においても、今後検討を行い、商品のさらなる充実を図りたいと考えております。最後に、ふるさと納税制度が始まってから15年以上経過しておりますが、全国の寄附総額が過去最高を記録しました令和3年度においても、ふるさと納税自体の利用率は、約13.2%であると考えており、今後、さらに市場規模が拡大すると予想されております。返礼率を3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることなど様々な基準が設けられておりますが、本制度を十分に活用し、多くの方々に本村の魅力・特色をお伝えして、さらなる地域の活性化につなげてまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○6番(山岡隆良君):はい、議長。

○議長(葛城昌俊君):6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):ありがとうございました。地域の活性化と豊かな村づくりの実現のために、今後もいろんな提案をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひともご理解とご協力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(葛城昌俊君):これで、一般質問を終わります。

◎議案第1号御杖村議会の個人情報保護に関する条例 の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5、議案第1号御杖村議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報保護に関する法律が改正されました。これにより、本村の個人情報保護条例が廃止となりますが、議会は、新個人情報保護法の対象から外れるため、議会に限った個人情報保護条例が必要となることから制定するものでございます。内容について

は、副村長より説明申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):条例の趣旨につきましては、御杖村議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示や利用停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定するものです。第1章にて、目的と用語の定義、議会の責務を定めています。第2章では、個人情報の適正な取扱いに向けた規定、第3章では、個人情報ファイル簿の作成と公表、第4章では、情報の開示請求、また情報の訂正や利用停止請求について定めています。第5章では、請求者等への利便考慮と審査会への諮問について、最後の第6章では、職員や個人情報の取扱いに関わった者が、不正な提供や盗用をしたときの罰則規定を定めています。以上、簡単ではございますが本条例の骨格説明とさせていただきます。なお、施行日は令和5年4月1日からとしております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第5、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、議案第1号御杖村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号御杖村個人情報保護法施行条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6、議案第2号御杖村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、本村における個人情報の保護に関することは法に規定されることとなります。このことから、不要となる本村の個人情報保護条例を廃止したうえで、新法を施行するに関し必要な事項を定めるものでございます。内容については、副村長より説明申し上げます。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):本条例は、改正されました個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要となる事項を定めるものです。第2条において、法の対象となる機関を、村長部局をはじめ、教育委員会やその他の行政委員会、また財産区と定義しています。議会については、前議案の条

例が適用されます。第3条においては、個人情報ファイルにかかる帳簿の作成と公表の基準について定め、第4条では、開示請求手数料と写しの交付手数料について規定しています。第5条では、適正な個人情報の取扱を確保するため、審査会への諮問について定めています。なお、附則第2条において、不要となる個人情報保護条例を廃止するとしています。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。施行日は、関係法律の規定により令和5年4月1日となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6、議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第2号御杖村個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う御杖村条例の整備に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7、議案第3号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う御杖村条例の整備に関する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、個人情報の保護に関する法律が改正されました。これにより、関係する二つの条例について、一括して改正を行うものでございます。内容については、副村長より説明申し上げます。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):この改正につきましては、個人情報保護法が改正され、また、改正に伴い村の個人情報保護条例が廃止されることになりましたが、この新法や廃止した条例を引用しています二つの条例について改正が必要となるものです。その条例は、御杖村情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例と御杖村の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例ですが、どちらの条例についても、引用しています個人情報保護条例の文言を新個人情報保護法

や、先にご提案いたしました御杖村個人情報保護法施行条例に改めることにより引用替えを行うものです。施行日は、関係法律の規定により令和5年4月1日となります。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第3号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う御杖村条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第8、議案第4号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、国家公務員の定年引き上げに合わせて、本村においても、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務の制度等を導入するため、本条例の改正を行うものでございます。内容については、副村長より説明申し上げます。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):それでは私の方から主な改正点についてご説明申し上げます。まず、職員の定年に係る年齢の改正でございますが、現行の60歳を段階的に引き上げ、令和13年4月には65歳とする規定を設けます。次に、管理監督職に従事する上限年齢制、言い換えて役職定年制とも言いますが、各課長補佐級以上の管理監督職員が60歳に達した場合、翌年の4月1日までに非管理監督職主任級以下に降任する規定を設けます。次に再任用制度についてですが、60歳以降から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間勤務の職に再任用できる規定を設けます。また現行の再任用制度は廃止しますが、定年を段階的に引き上げる間は現行と同様に、再任用できる制度を暫定的に設けます。次に60歳を超える職員の給与に関して、60歳に達した後、最初の4月1日以降の給料月額を7割水準とする規定を設けます。最後に対象となる職員への情

報提供と意思の確認について、60歳以降の任用や給与等の情報を提供すると共に60歳以降の勤務の意思を確認するための規定を設けております。施行日については令和5年4月1日としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、議案第4号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9、議案第5号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、国家公務員の定年引き上げに合わせて、本村においても、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務の制度等を導入するため、本条例の改正を行うものです。議案第4号の条例を除いて、関係する八つの条例について、一括して改正を行うものです。内容については、副村長より説明申し上げます。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):本案につきまして、管理監督職勤務上限年齢制及び、定年前再任用短時間勤務制の導入等に関し、それに関係する八つの条例について、改正と廃止が必要となるものです。まず、改正が必要な条例は、御杖村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、の六つで、制度導入に伴い、その引用する条文号数の改正や、導入に関する細部の規定を設けるものです。残る二つは、職員の再任用に関する条例と技能労務職員の給与に関する条例で、新制度導入に伴い廃止するものと、現状では運用されていない条例を今般廃止するものです。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第5号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10、議案第6号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、本村の国民健康保険税にかかる課税限度額、及び軽減判定所得基準等について改正を行うものでございます。内容については、住民生活課長より説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第6号、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。国民健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税課税限度額の改正及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正するものです。改正内容としましては、後期高齢者支援金等分の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるもの、及び国民健康保険税の減額対象枠の拡大として、均等割額を5割軽減する所得基準を28万5千円から29万円に、2割軽減する所得基準を52万円から53万5,000円に引き上げるものです。課税限度額の改正は中間所得層の被保険者に配慮した、負担能力に応じた保険税の公平負担を確保するための改正であり、軽減判定所得基準の改正は、近年の経済動向を踏まえ、所要の改正を行ったものです。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論

はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第6号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第11・議案第7号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本条例につきましては、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、その改正内容に則して、本村の国民健康保険条例を改正するものでございます。内容については、住民生活課長から説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):議案第7号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険の出産育児一時金の額を引き上げるもので、改正内容としましては、これまでの40万8千円を48万8千円に引き上げるものです。出産育児一時金は出産に要する被保険者等の経済的負担を軽減するため、健康保険法第101条等に基づく保険給付として支給されるもので、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を踏まえ、出産育児一時金を引き上げることとなりました。この改正により、産科医療補償制度の対象分娩の場合、加算される1万2千円と併せて、合計50万円が支給されることとなります。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第7号御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正 する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第12・議案第8号御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、子どもにかかる医療費を助成することにより、子どもの健全やかな成長を図るものですが、助成対象を拡大することにより、子育て支援の充実を行うものでございます。内容については、住民生活課長が説明申し上げます。

○住民生活課長(仲子雄史君):議長。

○議長(葛城昌俊君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):それでは議案第8号、御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。これまでも子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費の無料化を進めてまいりました。子ども医療費助成の対象年齢の拡大は全国的にも進んでいる状況の中、本村としまして、さらなる子育て支援の充実を図るため、これまでの子ども医療費の助成対象年齢を15歳から、高校生世代までを対象とする18歳までを対象とする改正を行うものです。そのほか対象年齢の拡大に伴う所定の改正及び文言の修正等の改正となっています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12、議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第8号御杖村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定 について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第13・議案第9号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めま

す。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国が定める保育施設等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本村の関係する条例について、一括条例により改正を行うものでございます。内容については、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(葛城昌俊君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):議案第9号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。今回、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、関係法令について、所要の改正を行うものです。まず、第1条の御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、この条例は、保育所の設備基準、職員の配置基準、保育時間、保育の内容等を定めたものです。主な改正内容としては、4点あります。1つ目は、安全に関する事項についての計画の策定及び当該計画に従い、必要な措置を講じることを義務付けるものです。2つ目は、利用乳幼児のために自動車を運行するときは、乗車及び降車時に点呼等により利用乳幼児の所在を確認するとともに、送迎用自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えることを義務付けるものです。なお、令和6年3月31日までは、代替の方法によることができる経過措置を設けるものとします。3つ目は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものです。4つ目は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために講ずるべき措置の内容を具体的に規定するものです。次に、第2条の御杖村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたものです。主な改正内容としては、4点あります。1つ目は、安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講ずることを義務付けるものです。2つ目は、利用者のために自動車を運行するときは、乗車及び降車時に点呼等により利用者の所在を確認することを義務付けるものです。なお、令和6年3月31日までは、代替の方法によることができる経過措置を設けるものとします。3つ目は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に行うため、また、非常時の体制で早期に業務を再開するための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるように努めることとするものです。4つ目は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために講ずるべき措置の内容を具体的に規定するものです。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決

を行います。日程第13、議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第9号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第14、議案第10号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法等が改正されることから、関係する本村の条例を一括して改正するものでございます。内容については、保健福祉課長より説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(葛城昌俊君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):議案第10号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。今回、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域密着型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び学校教育法の子ども・子育て支援法が一部改正されたことに伴い、関係法令について、所要の改正を行うものです。まず、第1条の御杖村特定教育・保育施設及び特定地域密着型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に関する条例について、この条例は、特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項の規定に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。次に、第2条の御杖村子ども・子育て会議設置条例について、この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、御杖村子ども・子育て会議を設置することを定めたものです。次に、第3条の御杖村保育の必要性の認定に関する条例について、この条例は、子ども・子育て支援法第20条及び第30条の5の規定による保育の必要性の認定基準に関し、必要な事項を定めるものです。主な改正内容としては、2点あります。1つ目は、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものです。2つ目は、子ども家庭庁設置に伴い、子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正が行われたため、本条例において両法の条項を引用している箇所の文言を整理するものです。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をい

ただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第14、議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、議案第10号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号御杖村道路占用料に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第15、議案第11号御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国道にかかる占用料については、道路法施行令の別表において規定されていますが、この施行令が改正されることから、引用して規定している本村道路の占用料を改正するものでございます。内容については、産業建設課長から説明申し上げます。

○産業建設課長(古谷匡敏君):議長。

○議長(葛城昌俊君):古谷産業建設課長。

○産業建設課長(古谷匡敏君):それでは、議案第11号、御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。まず、今回改正を予定しております道路占用料につきましては、道路法第39条において、道路管理者が徴収することができることとされており、その占用料の額は国道にあっては道路法施行令で、その他の道路につきましては道路管理者である地方公共団体の条例で定められております。令和3年度に行われました固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料水準の変動等を踏まえ、道路占用料の額を見直す趣旨の道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布されました。これによりまして、道路法施行令に準じて条例で定めております本村の道路占用料を改正するものです。改正する料金につきましては、別表のとおり占用物件は多種多様であります。本村における主な占用物件であります電柱または電話柱におきましては、おおむね15%程度の増額ということになっております。以上、今回の改正内容の説明とさせていただきます。なお、本条例の施行日は、道路法施行令の一部改正の施行日と同じく令和5年4月1日からとしております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と古谷産業建設課長より詳細説明をい

ただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第15、議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、議案第11号御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設について の村民の賛否を問う住民投票条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第16、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第74条第1項の規定により、法定数を上回る連署をもって、みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例制定の直接請求がありましたので、同条第3項の規定により意見書を付けて提案するものでございます。それでは、本条例案に対する私の意見を述べさせていただきますと思います。本条例案以下条例案というのは、奈良県において計画されているみつえ高原牧場での畜産団地建設の賛否について、村民による投票を行い、有効投票の過半数となった賛否いずれかの意思を尊重して、村議会及び村長は、畜産団地の建設に関する事務の執行にあたることを定めたものです。この度の条例制定の直接請求は、55人の署名により請求されたところであり、その意義は重く受け止めております。その上で、条例案を慎重に検討しましたので、以下のとおり意見を述べさせていただきます。尚、制定の趣旨に影響のない、誤字や実施において不足している規定等については、意見を控えさせていただきます。まず、第3条第1項において、投票日を令和5年4月9日執行と規定、第10条第2項において、建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載してと規定されていますが、賛否を問うタイミングとして適切なのか、また村民の多様な意見を反映することはできるのかについて、次の課題があると考えます。みつえ高原牧場畜産団地整備事業計画については、去る令和5年1月28日に、奈良県と御杖村の共催により説明会が開かれたところですが、説明の内容については、これまでの調査や検討状況に関する事、及び事業に係る今後の予定、また地域活性化のイメージなどで、現時点において想定している限られた内容のものでありました。事業の根本的な内容としての施設規模や、必要となる対策についても、何ら確定したものはなく、今後、各方面との意見交換や排水処理技術等の提案を募集し、事業者の参入基準等を取りまとめた上で、御杖村民への十分な説明を行っていくと

したものでした。これらのことを踏まえますと、環境への影響と必要な対策、雇用創出や地域経済の活性化策等について、投票日としている令和5年4月9日までの短い期間の中で、何ら確定した説明資料もなく、村民にその賛否を判断していただくことは困難であることから、判断を問うのは時期尚早であると考えます。また、単に賛成・反対のみの選択肢では、例えば条件によっては賛成など村民の多種多様な意見を村政に適切に反映できないと考えます。以上のことから、みつえ高原牧場内畜産団地の建設については、安全性や必要性、地域経済の発展策について、引き続き奈良県や関係機関からの提案と説明を受け、今後も開催を予定しております住民説明会における意見を踏まえて総合的に判断すべきものと考えています。条例制定を求める直接請求は、住民の意思を直接村政に反映させるための制度であるものの、こと住民投票に関しては、その実施時期と手法を誤れば、大きく判断が変わるものと考えます。よって、条例案の制定に関しては、以上に述べた理由により反対をいたしたいと思えます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):ただいま村長のほうから意見書ということで、この住民投票条例の制定に関しては、反対しますということ、意見書として今、言われたわけですけれども、その内容をちょっと確認させていただきまますと、環境への影響と必要な対策、下から14行目ぐらいのところですが、環境への影響と必要な対策、雇用創出や地域経済の活性化等々について、投票日としている令和5年4月9日までの短い期間の中で、何ら確定した説明資料もなく、村民にその賛否を判断していただくことは困難であることから、判断を問うのは時期尚早であると考えます、という一番大きな理由かなというふうに理解させていただいておりました。そこでなんですけれども、その文面の中では、今後も引き続き調査しながら、また県との調整もしながらということで書かれておるんですけれども、こういうふうな今この一番大きな理由となっている、今の時期に村民にその賛否を聞くのは時期尚早であるというふうな部分がクリアされたならば、住民投票は行っていただくという考えはございませんでしょうか。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):事業推進の是非につきましては、施設の規模や必要な対策、それから地域、地域振興策も含めまして、総合的に判断すべきものというふうに考えております。そうした中で、住民投票も一つの手段ではあるというふうには考えておりますが、まずは奈良県や関係機関からの提案と説明を随時受けながら、村としての考え方をまとめ上げ、判断材料を示しながら、住民説明会等を通じて確実にお伝えして、ご意見をいただきたい。というふうに考えているところでございます。

○6番(山岡隆良君):わかりました。この場でどうのこうのという議論をしておっても仕方ないので、この案件につきましては、むらづくり委員会に付託された案件ということで、この後の議論につきましては、またほかの議員さんも交えた中で、きちんとした形で住民の方々に説明できるような内容のもので進めていきたいなということで考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長(葛城昌俊君):ほかに総括的な質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で条例案及び村長の意見説明などを受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第16、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についてはむらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

[上程、説明、決定]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第17・条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についての審議に当たっては、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとされており、また同法施行令第98条の2第2項の規定により、条例制定請求代表者が複数であるときは意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数を定めるものとされております。お諮りします。条例制定請求代表者の意見を述べる機会を与えることにつきましては、議会運営委員長の会議結果の報告のとおり、本日午前11時30分から当議場において行うこととし、意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数は3人以内、意見を述べる時間は30分以内、その他必要な事項などについて、議案書に添付しています条例制定請求代表者意見陳述実施要領及び地方自治法第74条第4項に基づく請求代表者の意見陳述の取り扱いのとおりとすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):疑なしと認め、そのように決定いたします。なお、地方自治法施行令第98条の2第1項及び第3項の規程により、ただいま議決した事項を条例制定請求代表者に通知するとともに、公告し公表いたします。

◎休憩(午前11時19分)

○議長(葛城昌俊君):ここで暫時休憩いたします。再会は午前11時30分といたします。

◎再会(午前11時30分)

○議長(葛城昌俊君):休憩前に引き続き、会議を再開いたします。条例制定請求代表者の入場を許可します。

「条例制定請求代表者着席後」

○議長(葛城昌俊君):条例制定請求代表者の方々へ一言申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本議会のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議会を代表いたしまして、心からお礼を申し上げます。これより、議案第12号に関する条例制定請求代表者の意見陳述を行います。意見を述べる条例制定請求代表者は、西俣正博様、青海茂博様、笹谷吟子様 の3人であり、意見陳述の時間は、意見を述べる方合わせて30分以内となっておりますので、ご留意をお願いいたします。意見を述べる方は、演壇にて陳述を行ってください。なお、念のため議員の皆さまに申し上げます。意見陳述に対する質疑はできませんので、ご了承願います。はじめに、西俣正博様の意見陳述をお願いいたします。

○条例制定請求代表者(西俣正博様):失礼します。私は条例制定請求者代表者の土屋原の西俣正博です。それでは、意見を述べさせていただきます。本日は3名の請求代表者が出席しておりますので、私からは主に署名の趣旨と経過について、また共同代表の青海さんからは現状の問題点について、さらに共同代表の笹谷さんからは高原牧場計画の推移について発言させていただきます。今から20数年前、大宇陀よりこの地に移転時、現在計画されている牛舎建設予定地の大部分は、観光牧場にすると地域住民に説明がありました。当時、住民に配布された観光施設のイメージ図には青い牧草の中を牛が、また柵の外にはそれを見ている小学生が描写されていたのを、今でもかすかに覚えております。何年か経過してからこの地の利用・活用方法について検討する組織が、役場内に住民を交えた形でできました。模範的な他県の観光施設などを参考にするため、見学会も数回実施されました。私も何回か参加させていただいております。しかし近年になってその組織の活動はなくなり、自然消滅したような形になっております。また、この牧場移転後、民間の竹田牧場の牛舎建設計画が持ち上がり、最初は小屋地区で反対され、次に敷津地区に計画、また反対されて土屋原地区に。最終土屋原地区でも反対運動をし、署名を集めて県に提出、建設をあきらめてもらいました。村長も当時は役場職員であり、また今回進出予定業者も同じような業者と思われるので、よく記憶されていると思います。私たちは、今回の畜産団地の件を、令和2年12月、区長会で村長より高原牧場の水源調査についての説明があったと聞き、初めて畜産団地建設のことを知りました。また、令和3年3月4日土屋原財産区議会終了後、土屋原区長が村長に畜産団地の件について質問をし、そのときの回答は以下のように区会議員から聞いております。進出民間業者3、4社、肉牛500頭、乳牛1,000頭の予定。県は住民説明会の実施は時期早々であると考えているとのことでした。住民に何の説明もなく進められている大規模な畜産団地の建設に、疑問と不安を持っていたところに、令和3年3月30日近隣住民の代表が反対しているにもかかわらず、奈良市で発生した豚熱の豚約1,100頭を高原牧場内に埋却されました。なぜ奈良市で発生した豚熱の豚を御杖村に持ってくるのか。そのときの多くの村民が不安と憤慨を覚えました。そのような中、4月後半に畜産団地建設の住民説明会の案内があり、令和3年5月16日、住民説明会が菅野地区、土屋原地区で実施されました。しかし、出席対象者は各区の三役、区会議員、常会長に限定されました。また、後日、御杖村全戸に説明会の内容についてチラシも配布されました。計画には整理スケジュール表があり、令和5年度から造成工事の予定があると記載されていました。住民に十分な説明もなく、このような大規模畜産業者をこの地区に設置した場合、地域の環境破壊、河川水汚染、農業用水の不足、農産物への風評被害等が考えられます。私たちは造成工事に着手されてからでは遅きに失すると思い、住民約800名余りの反対署名を集め、令和4年4月13日、木村前議会議長と共に署名簿を添えて畜産課経由で奈良県知事宛てに建設中止の要望書を提出いたしました。木村前議長は水質、水量などの問題点が解決されず、また、このような大多数の村民が不安を抱き、反対している事業を進めることはできないと強く申し入れていただきました。そのとき県畜産課からは、住民の理解なくして進めることはないとの回答をいただいております。また同時に、御杖村村長にも計画中止の要望書を提出いたしました。以後、行政からの何の回答もありませんでしたが、それから9カ月後の1月28日、住民説明会が開催されましたが、建設ありきの内容で納得するには十分な説明がなく、地下水をくみ上げたときの河川の水量保証、風評被害に対する保証、埋却の問題など、逆に住民にとっては不安要素が増しました。このような状態で、住民としてこのまま放置することができず、また放置すれば、全く住民の意思が反映されずに工事着工となってしまう恐れがあります。以上の事情を踏まえ、この事業の住民の賛

否を問う法的証拠能力の住民投票条例の制定を求める署名運動をいたしました。私を含む5名の請求代表者で署名活動をいたしました。ごく短期間で55名の署名が集まりました。このことから、多くの村民が畜産団地の建設の賛否を問う住民投票を望んでいることがわかりました。住民投票を4月9日の奈良県知事選挙と同時に実施することにより、多くの住民の投票参加が期待できるとともに、選挙に対する住民の負担の軽減と費用が節約でき、それが実現できます。畜産団地建設について是非を問う住民投票の実現に、どうか皆様、議員の皆様の賛同をお願いいたします。私の発言を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございました。次に、青海茂博様の意見陳述をお願いいたします。

○条例制定請求代表者(青海茂博様):私は条例制定請求者の菅野の青海茂博です。牧場を源流とする曾爾口川、井出谷川のある菅野区の代表として、現在の問題点を述べさせていただきます。現在の牧場は奈良県が管理しております。敷地内には素牛供給と繁殖を奈良県畜産課が受託牛の飼育を奈良県畜産農業協同組合連合会がやっているとのことです。一つの敷地で経営母体が違う組織が混在している状況となっております。合計で300頭聞いていますが、この300頭でも牧場を源流とする河川では、次のようなことが発生しております。時々臭いがする。夏場に多い。梅雨どきから夏にかけてです。落ち込み部で泡が出てくるときある。河川の水を引き込んでいる家の池底には、ヘドロ状のものがたまる。建設省の砂防ダムには鯉や魚が見えなくなった、砂防ダムの底にもヘドロがたくさんたまっているのではないかと思います。上流源流部には魚がいなくなりました。曾爾口川の下流、川底は少しあめ色になっている、このあめ色は井出谷川のほうも少しあります。この原因は県畜産課か協同組合連合会のどちらかわかりませんが、水が茶色く変色し泡立ったときなど特に大きな異常があるときは、連絡し対処していただく場合もあります。しかし何回か発生していることを考えれば、その場しのぎの対応しかなく、恒久対策を住民に示していただく必要があるのではないかと考えています。またこのような民間業者が3社、1,500頭の牛が加算されれば、どのようになるのでしょうか。今の5倍の牛が増えます。牛の食料も排出されるふん尿も5倍になります。まして、説明会時の資料4ページ高度な排水浄化処理施設を設置するとなっておりますが、装置の説明には性能が課題と大きな文字で書かれています。性能に課題があるような装置では、ますます源流が汚染されることが明白です。これでは、河川近くの住民が安心して生活ができません。また、風評被害も心配であります。この河川の下流では、酒米を作っております。この酒米はインターネットで販売されている若者に非常に人気のある酒に使用されています。御杖のきれいな水で作っていると購入者に思われています。もし現状の水の状況がロコミされれば、酒造メーカーをほかの地区に変えてしまうのではないのでしょうか。ふるさと納税の不正販売による米の被害でも、いまだ以前の販売量には戻っていないと聞いています。御杖全体として作物の風評被害を受けるのではないのでしょうか。次に地下水のくみ上げです。今でも夏場になれば田んぼに入れる水不足になることがあります。最上流部の高原牧場で地下水をくみ上げれば、下部で伏流水が少なくなり、川の水量が少なくなります。説明会のときは川の水量の保証について、明快な回答はありませんでした。これでは安心して農業をすることはできません。次に埋却の問題です。二つの課題があります。一つ目は、令和3年4月1日奈良県市内で豚熱が発生し、その豚約1,100頭をみつえ高原牧場に埋却した問題です。影響は既に下流に出ています。4カ月後の定期水質検査では、井出谷川のpHが通常の7.6前後であるものが8.8と急上昇しております。これらは明らかに豚埋却時に散布した消毒用石灰の影響と考えます。埋却した土の中の豚の体液や石灰の影響は今後出てこないのでしょうか。非常に不安で心配しております。二つ目には、現在飼育している

300頭の埋却です。牛の口蹄疫が過去に宮崎県で発生し、大問題となりました。もし口蹄疫にかかれば全ての牛を埋却しなければなりません。300頭の埋却先はどこでしょうか。事前に埋却先を決めておくことが法的に決められております。県の畜産課も、飼育業者には事前に決めておくように指導しておられます。まして1,500頭増えればどのようになるのですか。将来、もし発生したときのことを考えれば、不安でなりません。そして現在、畜産基地の近くに長尾集落があります。そこには十数軒の住民が生活をしています。昔から自然の豊かな村として移住してきた人、昔からいる人、別荘も建てている人もいます。そこに風向きによっては悪臭、またはカラス、ハエ、小動物の被害が多くなったと聞いています。私も仕事に行って何度か経験しました。今いる300頭に予定されている1,500頭を合わせると1,800頭の被害は今の5倍になります。もし、議員さん、またこの場におる人、このような畜産基地が近く建設されたこと、どうか思っよく考えてください。以上のような現状の不安要素を改善することなく、建設に向かって前進することは、地域住民にとって許されることではありません。畜産団地を高原牧場に建設した場合、御杖村がどのような恩恵を受けるかを考えてみましたが、何も見当たりません。逆に建設した場合の将来の不安ばかりです。このことは、子、孫まで続きます。建設工事着工前に村民の賛否を問い、その結果に基づいて村民の意向に向かって進めていくことが非常に重要と考えています。ぜひとも議員の皆様方には、この条例案に賛成していただくことをお願いいたしまして、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございました。次に、笹谷吟子様意見陳述をお願いいたします。

○条例制定請求代表者(笹谷吟子様):私は条例制定請求代表者の土屋原の笹谷吟子でございます。私は畜産団地、予定地の入り口に農地と山林を所有しております。また一番近い集落に生活をしているものとして、切なる思いを持ってこの場に立たせていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。今回の畜産団地の建設について計画の推移を調べてみますと、平成28年に奈良県と御杖村とのまちづくりに関する包括協定書が荒井知事と伊藤村長の間で締結されました。内容はみつえ高原牧場周辺のまちづくりとなっております。また御杖村のまちづくりについてを公表しております。その中には牧場内にオーベルジュ、物販施設、ふれあい牧場など観光施設。また民営牧場の誘致。また曾爾高原とのアクセスの強化の3項目が記載されております。翌年の平成29年には奈良県が発行している、すすむ奈良のまちづくり第16号で紹介されております。全く同じ内容で、牧場内に観光振興施設の整備。民営牧場の誘致。曾爾高原とのアクセスの強化、の3項目が記載されております。令和2年には2月の奈良県議会の定例会で農林部長のみつえ高原牧場に関する答弁の中に、みつえ高原牧場の観光拠点のあり方について、衛生管理の徹底が畜産団地の運営に最も重要であることを十分踏まえた上で、御杖村の意見を伺いながら検討するという答弁が議事録に記載されております。この答弁の内容から推測いたしますと、観光施設・観光拠点は衛生面から牧場外に変更するという内容と思われま。しかし、これ以降オーベルジュ、物品販売施設、ふれあい牧場などの観光拠点の話は何も出てきません。2回実施された説明会でも、観光施設・拠点の話は県の担当者からはありませんでした。このように観光施設・拠点の計画が非常に曖昧になっております。20数年前にふれあい牧場をつくと約束したその土地に、以前の約束を反故にして今は大規模な牛舎を建設しようとしております。また前回と同じように、今回もいつの間にか観光拠点の計画がなくなり、1,500頭の民間畜産団地建設のみとなっております。計画が進められているのは、畜産団地は1,000の乳牛、300頭と200頭の肉牛の牛舎の建設のみであります。乳牛につきましては、日本国内では牛乳は余っております。農林省は

乳牛の頭数削減に動いております。今年度から乳牛1頭削減すれば15万円の補助を出すと報道されております。そのような国内環境の中、大規模な乳牛業者1社のために1,000頭を飼育する用地を奈良県が税金を使って造成・整備までして用意してやるのはなぜでしょうか。また、やまと牛というブランド化を考えている肉牛については、ブランドイメージを高めるために相当な時間と努力が必要と考えます。日本の三大和牛とは、隣の松阪牛、西の神戸牛、北の近江牛を示します。日本の三大和牛に囲まれた奈良県で、今からブランドとして大きく飛躍することができるでしょうか。非常に疑問に思います。なぜこのようなごく少数の畜産家のため、国民の税金を使ってまで実施するのでしょうか。住民には何のメリットもない、全く住民を無視したような、このような政策をなぜ行政は進めるのでしょうか。この畜産団地建設の話は、荒井知事と伊藤村長の間で締結された、奈良県と御杖村とのまちづくりに関する包括協定書から始まったと考えています。牧場内での観光施設・観光拠点の話がなくなった現在、包括協定書の内容が大きく変わっていると考えられます。包括協定書の目的である、御杖村内における持続的発展や活性化は畜産団地建設だけでは全く期待できません。この畜産団地の建設は、御杖村民にとって百害あって一利なしと考えます。このような観点から、住民の大多数が建設反対を表明しております。それでも計画を進める行政の姿勢から、後世に禍根を残さないようにするため、再度住民の意思を確認する、法的証拠能力のある住民投票を実施することが必要と考えます。前述いたしました西俣さん、青海さんの意見も加味していただきまして、この状態のまま畜産団地建設に向かって事業を進めても問題がないのか、また御杖村民のためになる事業なのか、議員の皆様方には考えていただきたいと思っております。直近の説明会では、畜産団地建設計画スケジュールが示されませんでした。前回の住民説明会での計画では、令和5年度から造成工事着工となっております。残された期間が非常に少ないと思っております。よって住民投票日を4月9日の奈良県知事選挙と同時にするによりまして、多くの村民の賛否を聞くことができます。また同時実施により、村民は投票に何回も足を運ぶことが不要となります。費用も軽減することが可能になります。私の家の裏には、たくさんのハウレンソウのハウスで協力隊の若い皆様も一生懸命ハウレンソウを作っております。夏場には毎日、川の水をポンプで吸い上げて、水やりをされておられます。牧場ができれば、その大切な川の水が必ず汚染されます。その水でハウレンソウや米、農作物を育てなければなりません。そうすると、あんな水で育てた作物はと、必ず風評被害が起こり、農家の皆様の死活問題になり得ません。私は昨年署名をいただきに1軒1軒回らせていただきました。誰もが丁寧にこの話を聞いていただき、たくさんの村民の皆さんに同意を頂戴し、頑張れと励ましとねぎらいのお言葉を頂戴いたしました。どうぞ、議員の皆様方には、村民の代表としての職務であります、村民が疑問に思っていること、多数の村民が不安に思っているこの現状に寄り添っていただきまして、ご審議を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。以上をもちまして、条例制定請求者3名の意見陳述を終わらせていただきます。長時間にわたりまして、ご貴重な時間をいただき、ご清聴賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございました。以上で条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。条例制定請求代表者の退場をお願いいたします。

「条例制定請求代表者退場」

◎議案第13号御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):引き続き、議事を進めさせていただきます。次に、日程第18、議案第13号御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきまして、現在、村営住宅における合併処理浄化槽の管理については、入居者の義務として、お願いしておりますが、設置形態や個人の認識等の違いにより、適切な管理が行われていない状況も見られます。入居者負担の公平性を担保するとともに、施設の長寿命化を図るため、関係する条例の改正を行うものでございます。内容については、むらづくり振興課長から説明申し上げます。

○むらづくり振興課長(片岡保昌君):議長。

○議長(葛城昌俊君):片岡むらづくり振興課長。

○むらづくり振興課長(片岡保昌君):議案第13号、御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。公営住宅における合併処理浄化槽の適正な維持管理を行うため、関係する御杖村営住宅管理条例・御杖村特定公共賃貸住宅等設置及び管理条例・御杖村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例・御杖村地域優良賃貸住宅設置及び管理に関する条例、これら四つの条例を一括条例にて改正するものでございます。内容について説明させていただきます。公営住宅の合併処理浄化槽の管理につきましては、入居者の義務として、保守点検や汚泥の引き抜き等を入居者個人に任せておる状況でございます。しかし公営住宅によっては、浄化槽の設置場所の広さや配管の都合などで2軒に対し浄化槽が1基であったり、3軒で1基など、設置形態が異なっていたり、入居者個人の認識の違いにより適切な管理が行われていない状況が見受けられます。また、高齢化や支援が必要な方の入居も増えてきており、公営住宅の性質を鑑みましても、入居者に管理費を負担頂き、村で適切な管理を行うことで入居者の公平性が保て、また公営住宅の施設の長寿命化も図れると考えております。これらのことから、村が公営住宅として管理している住宅の合併処理浄化槽の汚泥の引抜料、また保守点検費用等の一部を共益費及び管理費として入居者から徴収し、村がまとめて管理を行うために必要となる四つの条例の条文、及び文言の整理を伴う改正を行うものでございます。なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日としています。以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と片岡むらづくり振興課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決

を行います。日程第18、議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君): 日程第18、議案第13号御杖村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第19・議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、みつえ青少年旅行村の施設使用料金は、近隣同規模のキャンプ場と比べますと若干低く設定されています。また、昨今のキャンプブームを踏まえ、利用者のニーズに応じた利用料金の細分化も必要であると考えます。これらのことから、使用料金の見直しを行いたく、改正を行うものでございます。

○議長(葛城昌俊君): ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君): 異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてはむらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君): 次に、日程第20、議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、近隣温泉施設の使用料と均衡を図ることにより、安定した収入の増による経営の安定を目指すため、使用料上限額の改正を行うものでございます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第20、議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定についてもむらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第21、議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、現在、村の観光施設等にかかる指定管理を株式会社みつえに委託しておりますが、引き続き指定管理者として指定を行うものでございます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第21、議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてもむらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)

の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第22、議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ3,346万4千円を減額し、補正後の総額を26億8,151万5千円とするものです。主な減額の内容は、事業等における請負差等により発生する不用額となっており、また増額は、収支見込みによる余剰金を基金積立するものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第22、議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計 補正予算(第3号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第23、議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第3号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ601万6千円を減額し補正後の総額を1億3,723万9千円とするものでございます。主な内容は、工事請負費の減額となっております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第23、議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第3号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計 補正予算(第5号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第24、議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定の歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し補正後の総額を2億7,913万1千円とするものでございます。診療施設勘定への繰出金減額となっています。また、診療施設勘定については、歳入歳出それぞれ2,300万円減額し補正後の総額を1億38万2千円とするものでございます。内容は、不用見込みとなる予算を減額するものです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計 補正予算(第2号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第25・議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,206万1千円を減額し、補正後の総額を4億6,942万2千円とするものでございます。主な内容は、介護サービス給付費の減額と、準備基金積立の増額となっています。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第20号令和3年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎令和5年度施政方針 [伊藤村長]

- 議長(葛城昌俊君): 次の日程第26、議案第21号から日程第30、議案第25号までは、令和5年度の一般会計予算及び特別会計予算の議案となります。審議に入ります前に、伊藤村長より、新年度に向けての施策方針を伺いたいと思います。伊藤村長よろしくお願ひします。
- 村長(伊藤収宜君): 議長。
- 議長(葛城昌俊君): 伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君): 令和5年3月定例会において、新年度の各会計予算案を初め、重要な諸議案をご審議いただくにあたり、村政運営における私の所信と、主要施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成27年に就任して以来、議員各位並びに村民の皆様のご温かいご支援とご協力をいただきながら、元気な過疎のむらづくりを努めてまいりました。令和2年度を初年度とする第2期総合戦略の中間年であった昨年は、長引く新型コロナウイルス感染症への対応に追われながらも、近年中止してきたイベントの再開により、少しずつ村に活気が戻ってきたところでございます。しかしながら、食料品や電気料金等の様々な物価高騰、金融資本市場の変動など、私たちの日常生活に直結する問題が溢れております。村民の皆様がこの御杖村で安心して住み続けられるよう、引き続き長期総合計画に基づきながらも、経済情勢に則した施策を講じてまいりたいと思います。さて、内閣府の2月の月例経済報告によりますと、景気は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しているとされ、ウィズコロナとなって早3年、各種政策の効果もあつてか、景気が持ち直していくことが期待されるということです。令和5年3月13日以降は、マスクの着用が個人の判断に委ねられ、また5月8日には新型コロナの感染症法上の位置づけが、5類に移行されることが決まり、コロナ禍前の日常が戻りつつあると感じております。一方、ロシアによるウクライナ侵襲から1年が経過しましたが、事態終結への道筋は見え、世界経済は未だ不安定なままです。そのような中、本年5月には、日本が議長国を務めるG7サミットが広島で開催され、日本と世界の明るい社会に向けて活発な意見交換が行われることが期待されているところです。令和5年度の予算編成を行うにあたり、その方針についてご説明を申し上げます。令和4年7月に閣議了解された国の令和5年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針では、経済財政運営と改革の基本方針2022等に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進していくが、重要な政策の選択肢を狭めることがないよう、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。義務的経費は、前年度当初予算額の範囲内、その他の経費については一部を除き、前年度当初予算額の100分の90の範囲内で要求することと、昨年度と同様、厳しい内容となっている一方で、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーンTRANSフォーメーション GX への投資及びデジタルTRANSフォーメーションへ DX の投資への予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや食糧を含めた経済安全保障を確保するなどのため、基本方針2022及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画などを踏まえた重要な政策について、重要政策推進枠を設置し、前年度当初予算額におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額を合わせた額の範囲内で要望を行うことができるとされたところです。本村の財政状況は、歳入面では令和4年度普通交付税額が令和4年度算定から用いられる令和2年国勢調査による、高齢者人口の減少等により、対前年度約2,800万円の減額となりました。比較的少ない額の減少にとどまった理由は、令和2

年度創設の人口減少等特別対策事業費の増額や各補正係数等の適用によるところが大きく、次年度は地域デジタル社会推進費がなくなるなど、令和5年度普通交付税についてはさらなる減額が見込まれることから、地方交付税への依存度が高い本村にとっては厳しい財政状況となることが予想されます。歳出面では、普通建設事業費について、神末レクリエーション体育館の改修工事が予定されていますが、固定資産台帳などから、老朽化が目立つようになってきた各公共施設について、所管課において慎重に点検及び調査を行い、規模の大小に関わらず、必要な改修を積極的に進めることとします。今後、歳入面では厳しい状況が見込まれますが、喫緊の課題である過疎化・少子高齢化対策などの総合戦略に掲げた施策を推進することに全力を尽くすためにも、これまでと同様、限られた財源を有効に活用しながら、徹底的に無駄をなくした歳出予算要求に努めるとともに、必要な公共施設の老朽化対策を講じつつ、創意工夫を凝らした予算編成に取り組むものとします。それでは、令和5年度の予算概要についてご説明申し上げます。令和5年度一般会計の予算規模は、27億6,400万円、4年度当初予算に対して17.8%、4億1,700万円の増額となりました。一般会計及び特別会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、35億8,032万5千円で、4年度当初予算と比較して12.0%、3億8,296万3千円の増額となります。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画における基本目標に沿ってご説明を申し上げます。創造の杖といたしまして、地域資源を活かした産業の振興についてであります。農業ですが、本村の農業は、生産者の減少や高齢化が進行し、農地の健全な保管理や生産活動をどのように維持していくのか、極めて重要な課題となっています。こうしたことから、地域おこし協力隊制度の活用や、村単独の個別所得補償を引き続き行います。新規就農者支援策を拡充すると共に、農家の経営基盤強化に向け、効率化・省力化を図るためのスマート農業導入について新たに組み込んでまいります。林業についてですが、山林を適正に管理することは、産業としての価値だけでなく、水源の涵養や災害の抑制、景観や環境の保全のためにも重要です。引き続き、施業放置林の適正な管理に努め、必要な間伐をはじめ林業経営支援や材の生産促進、担い手対策を進めると共に、バイオマスエネルギーを中心とした、間伐材の村内消費により、豊かな山林資源の村内循環の仕組みを充実させます。商工観光ですが、コロナ禍からの経済回復に水を差すこととなった、世界的な原材料・燃料価格の高騰は、村内の商工業にも少なからず影響を及ぼしています。村内消費拡大を図り事業者・消費者の両側支援策として、プレミアム商品券の発行事業について、対象者の拡大等、さらに充実したものにします。観光交流促進関連のイベント事業は、コロナ感染の影響を直接受けた分野です。コロナ禍からの早期復興に向け、各種イベント等を再開し充実させたいと思います。一方、コロナ禍の影響もあってアウトドアブームはさらに高まっていると感じています。観光やレジャーで訪れる方々の来村満足度を高めるため、公衆トイレの増設や観光施設の適正な維持管理、魅力アップに向けて取り組んでまいります。育成の杖、地域ぐるみの学び・育ちの推進についてであります。少子化がさらに進む中、全国の自治体の子育て支援に取り組んでいます。本村でも、子育てにかかる経済的負担の軽減について、医療費助成・保育料や給食費の無償化・予防接種費用の助成など、他の自治体に引けを取らない施策を展開してきましたが、さらなる充実を図るため、医療費助成の拡大を行うと共に、本村独自の取り組みである人材育成塾も継続します。保育所施設の適切な維持管理と安全性向上に向け、必要な維持補修や改修を行っていきます。統合校舎による9年間の小中一貫教育が進められる中で、教員確保に向けた取り組みや基盤整備を行います。教育に係るデジタル化への対応を進めると共に、遠距離通学対策としてのスクールバスの更新を行います。また歴史文化の保全と発展では、文化

庁の歴史の道百選に選定されている伊勢本街道について、国の史跡登録に向けた申請に取り組んでいきたいと思ひます。コロナ感染拡大において、日常の生活における個人の健康管理の必要性については再認識されたと思ひます。また行政による健康管理の支援充実が望まれています。引き続き検診や予防接種の事業に取り組むとともに、健康管理システムを活用して村民の健康維持に努めてまいります。高齢者支援・地域福祉ですが、高齢化が進む本村では、施設サービスの需要がさらに増えていくと考えられます。ケアハウスの施設維持を適切に行うと共に、保健福祉医療総合センターの長寿命化を図るための改修に取り組みます。全ての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して生き生きと暮らせるようなむらづくりに努めていきたいと思ひます。環境の杖ですが、安全で快適な暮らしの保障についてであります。生活基盤といたしまして、安心・安全な道路環境維持のため、舗装補修、道路ののり面対策及び橋梁の長寿命化補修事業を進めます。簡易水道の整備については、年次計画的に配水管路布設替えを行ってまいります。ここ数年は、転入される方が増えています。継続して地域おこし協力隊の事業にも取り組んでいますが、空家の活用については、家の大きさや耐震性・設備の老朽化等の問題により、困難になっています。こうしたことから、移住定住の第一歩の場所として、単身者用住宅を整備し、村への移住定住を促進したいと思ひます。救急防災対策の推進として、各大字の公民館・体育館の耐震化及び施設改修を年次計画的に行っており、今年度は、神末体育館の耐震化と神末中央集落センターの改修を行います。また、山間へき地における救急医療対策として、ヘリポートの増設に取り組み、村民が安心して暮らせるむらづくりに努めたいと思ひます。以上、令和5年度に向けた私の施政方針と、予算案の概要につきまして申し上げさせていただきました。内外の経済が厳しいところではありますが、地域の活性化、公共施設の適正な維持管理、また来村者にとっても魅力あふれる村を目指して、積極的な大型予算といたしました。村民皆様の協力を頂き、安全安心・魅力あるむらづくりを進めてまいりたいと思ひます。

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございました。

◎議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):それでは、日程第26・議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ27億6,400万円とするものです。前年度と比べ、4億1,700万円、17.8%の増額となっています。概要につきましては、副村長より説明申し上げます。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(葛城昌俊君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):令和5年度御杖村一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。説明要旨及び説明資料、村長の施政方針に続きまして、6ページをご覧ください。令和5年度の予算案総括表でございます。一般会計の欄ですが、予算総額27億6,400万円で、前年度に比べ4

億1,700百万円、17.8%の増額となります。右の7ページ、一般会計の歳入の内訳について、ご説明申し上げます。この表につきましては、歳入の款の区分毎に、令和5年度及び4年度の予算額と構成比、増減額と増減率、右端に説明番号を付けております。この説明番号に応じ、次のページから増減の内訳について記載しております。それでは、款の区分で金額の大きい順、すなわち構成比率が高い順に言いますと、先ず、10の地方交付税、12億8,600万円、構成比46.5%です。令和4年度と比べまして、1,229万円、1.0%の減となっております。地方交付税は、全ての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるようにするため、国から交付されるものです。次に、21の村債、6億6,160万円、構成比24.0%です。これは、多額の費用がかかる事業を行う場合に、国や銀行などから長期にわたり借り入れる資金で、本村では過疎対策事業債が中心となります。昨年度と比べ2億6,770万円、68.0%の増となります。次に、14の国庫支出金、2億4,596万5千円、構成比8.9%です。これは、村が行う特定の事業に対して国から交付されるもので、事業の性質に応じて負担金、補助金、委託金の3種類に分けられます。1,459万9千円、6.3%の増となっております。次に、18の繰入金、1億5,383万5千円、構成比5.6%です。これは、不足財源の穴埋めや特定の目的に充当するための基金の取崩額となっております。1億3,864万円、912.4%の増となっております。次に、15の県支出金、1億1,613万円、構成比4.2%です。国庫支出金と同様に、県から特定の事業に対して交付されるもので、負担金、補助金、委託金の分類も同様です。706万7千円、6.5%の増となっております。次に、1の村税、1億1,002万7千円、構成比4.0%です。地方税法に基づき、村民や村内の事業所等から納めていただく税金のことで、本村では、村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税です。277万9千円、2.5%の減となっております。次に、2の地方譲与税、5,943万円、構成比2.1%です。国や県が徴収した税金の一部を市町村に配分するもので、自動車重量譲与税や森林環境譲与税などがあります。151万5千円、2.5%の減となっております。以上7つの合計で、構成比95.3%となり、本村の歳入をほぼ占めています。それでは、8ページをご覧ください。一般会計歳入予算対前年度の増減要因について記載しております。数値につきましては、増減額を記載し、カッコ書きで令和5年度予算計上額としてしています。それぞれの内訳は、増額となる金額の大きいものから順に記載し、減額の一番大きいものが最後となります。主な増減についてご説明申し上げます。先ず、説明番号①、村税、内訳の一番下、固定資産税、137万3千円の減については、太陽光パネルの減価償却、その上、村民税、136万2千円の減については、高額所得者の転出が主な要因です。次、地方譲与税は、内訳の自動車重量譲与税、128万5千円の減は、保有台数の減少及び3年間の延長が決まったエコカー減税に伴う自動車重量税の減収による影響によるもので、森林環境譲与税、104万2千円の減は、2020年国勢調査の確定値を反映したことにより減額となるものです。なお、森林環境譲与税は交付される全額を森林整備に関する事業に充てることとされており、充当した事業については、この資料の最終33ページの森林環境譲与税を財源とした事業に記載しています。飛ばして、説明番号⑥、地方交付税です。歳入予算の46.5%を占める地方交付税は、1,229万円の減額を見込んでいます。地方交付税のうち、普通交付税については、昨年度より減額となる交付予想となりますが、今後の補正予算対応のため若干の留保もしております。次に9ページの説明番号⑧、使用料及び手数料ですが、内訳最初の公営住宅合併処理浄化槽使用料、100万8千円の増額については、浄化槽の管理を村が主体的に行うこととするため、入居者から徴収する使用料として新たに計上するものです。内訳の下から3行目、公営住宅駐車場使用料、50万4千円の皆減は、住宅使用料金の公平性を図るため付帯設備である駐車場を無料とするも

のです。次に、国庫支出金ですが、内訳最初の保育所等整備交付金が1,559万1千円の皆増については、保育所改修事業にかかる補助金を見込むものです。内訳の5行目、デジタル基盤改革支援補助金460万6千円の増額は、国が示す基幹業務システムの標準化に向けた対応経費の補助金を計上しています。一番下の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金、3,000万円の皆減は、温泉薪ボイラー整備が4年度で完了したことによるものです。10ページをご覧ください。説明番号⑩県支出金ですが、主な増額要因といたしましては、上から順に地籍事業費負担金の600万円、障害者自立支援給付費負担金の490万9千円、知事・県議会議員選挙委託金の209万7千円、奈良県新規就農者確保事業補助金の150万円があげられます。一方、主な減額要因は、下から参議院議員選挙委託金の267万円の減額、施設開設準備経費等支援事業補助金は、ケアハウス増床事業が終了しましたので251万7千円の減額、その上、経営所得安定対策等推進事業ですが、昨年度はデータ移行業務委託があったことから166万5千円の減額となっています。次に、財産収入ですが、主な要因としては、内訳の最初、プレミアム商品券売払収入、680万円の増となっています。新たに通勤支援対策分を追加し、事業の拡大を行うものです。右、11ページをご覧ください。次に、説明番号⑬の繰入金ですが、令和5年度は、普通建設事業費等、歳出予算の伸びにより、必要となる一般財源が増えたことから、財政調整基金9,339万8千円と、公共施設整備基金3,820万円の繰入をみております。なお、森林環境整備基金繰入については、その全額を施業放置林整備事業に充当することとしており、484万2千円の増額、ふるさとづくり基金については、特産品利活用事業や県産材生産促進事業、また伊勢本街道整備事業等へ総額1,160万円を充当することとし、220万円の増額となります。最後、村債は、過疎対策事業債で2億7,600万円の増額となり、単身者用集合住宅や公衆トイレの整備事業が主な要因です。では次に歳出についてご説明させていただきます。12ページ(4)令和5年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。この表については、予算書では、議会費や総務費等、行政目的別となっている歳出予算を、経済的性質を基準として横断的に見るために分類し直したものです。主な区分について説明致します。まず、義務的経費の内、人件費は、5億1,482万3千円、構成比18.6%です。これは、特別職や議員、また職員の給料や共済費で、昨年度に比べ1,026万5千円、2.0%の増となっています。その下、扶助費は、1億4,609万6千円、構成比5.3%です。これは、高齢者や児童、障害者等に対して行っているさまざまな援助に要する経費で、2,021万1千円、16.1%の増となっています。その下、公債費は、2億2,496万3千円、構成比8.1%です。これは、事業実施のため借り入れた過疎対策債等への償還金で、1,059万9千円、4.9%の増となっています。次の、普通建設事業費は、道路や橋梁、施設の整備や改造改修等に要する費用で、8億5,038万6千円で、構成比30.8%、2億8,132万8千円、49.4%の増額となっています。その他の経費、物件費は、3億6,632万7千円、構成比13.2%です。物件費は、旅費、需用費や役務費、委託費等の消費的経費の総称で、2,866万8千円、8.5%の増となっています。一つ飛ばして、補助費等ですが、4億1,413万2千円、構成比15.0%で、これは、各種団体への補助金や、一部事務組合への負担金、支援事業費等です。5,086万9千円、14.0%の増となっています。飛ばしまして、繰出金、2億246万7千円、構成比7.3%です。これは、一般会計から特別会計へ一定のルールの下、資金を移すもので、特別会計から見ますと繰入金となります。歳出性質別の予算額で主なものは以上ですが、増減内容について13ページから説明申し上げます。説明番号①、人件費ですが、増額となる主な理由は、人件費の内訳、下から3行目、会計年度任用職員に係る報酬・給料・職員手当の625万2千円、そこから4行上の一般職の定期昇給等に伴

う増加分の415万8千円、1行下の人勸改定分の278万1千円の増額によるものです。その下は減額で、人事異動・新規採用・退職等により397万6千円の減額となります。次に、扶助費ですが、増額の主なものは、障害者自立支援介護給付が、1,963万8千円、地域生活支援事業(障害者福祉)が、160万8千円です。減額の主なものは、内訳の一番下、老人保護措置216万円となっています。説明番号③、普通建設事業費ですが、増額となるものは、単身者用集合住宅整備事業1億5,079万2千円、桃俣地区公衆トイレ整備事業8,122万4千円、ページをめくっていただきまして、神末レクリエーション体育館耐震改修6,636万6千円、神末中央集落センター改修5,508万7千円、教員住宅改修3,760万円、保育所改修3,602万2千円等が主なものです。減額の主なものは、下から見ていただいて、菅野体育館・公民館耐震改修9,925万3千円、温泉薪ボイラー整備6,120万円、ケアハウス施設増床5,520万6千円の減額が主なものです。次に、物件費の増額の主なものは、インターネット系PC更新2,272万6千円、地域イントラサーバ機器更新業務1,540万円などです。減額の主なものとしては、15ページの物件費内訳の一番下、自治体セキュリティ強靱化更新事業2,090万円で、増減とも大きな要因はコンピュータのサーバや端末機器の更新費用となっています。説明番号⑤、補助費等ですが、増額の主なものとしては、大規模施設改修が行われる宇陀衛生一部事務組合負担金2,712万6千円、新たに通勤支援分として拡大したことにより、プレミアム商品券発行事業1,020万円、物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金1,000万円となっています。ページめくっていただきまして16ページ、減額となる主なものは、退職者数の減による消防団員退職報償金600万円等となります。最後、繰出金ですが、増額となる繰出金は、介護保険特別会計、国保特別会計診療施設勘定、後期高齢者医療療養給付費負担金等になります。減額となるものは、簡易水道事業特別会計繰出金となっています。以上、性質別の歳出で主な増減内容の説明とさせていただきます。右17ページは、目的別の歳出として、予算書の区分である款の区分に沿ってご説明申し上げます。2の総務費ですが、4億5,000万9千円、構成比16.3%です。総務費は、庁舎維持管理、全般的な事務、企画調整、財政財務管理に要する費用を計上しています。185万8千円の増額となっており、増額の要因としましては、インターネット系PC更新、地域イントラサーバ機器更新業務で、減額の主な要因は、自治体セキュリティ強靱化更新事業の経費となっております。3民生費は、5億6,456万9千円、構成比20.4%です。民生費は、村民の一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費を計上しています。増額7,184万7千円の主な内容は、保育所改修、障害者自立支援介護給付、老人福祉センター・保健センター長寿化事業、ケアハウス施設備品更新となります。4衛生費は、1億8,695万2千円、構成比6.8%です。村民が健康で、衛生的な環境を保持するための経費が計上されています。2,071万8千円、12.5%の増額は宇陀衛生一部事務組合負担金の増額が主なものです。6農林水産業費は、1億5,754万5千円、構成比5.7%です。生産基盤の整備や農林業振興のための各種支援や補助に要する経費を計上しています。161万8千円、1.0%の減額となっており、農業経営基盤強化促進事業、農道橋整備事業等が減額となった一方、ドローン講習会の実施や新規就農者に対する支援を盛り込み、農林業の振興を図っています。7商工費は、2億1,755万9千円、構成比7.9%で、商工観光の振興経費や道の駅及び温泉の維持管理を計上しています。6,760万円、45.1%増額の要因は、公衆トイレ整備やプレミアム商品券拡充が主なものです。8土木費ですが、4億4,162万6千円、構成比16.0%です。ここでは、道路や橋梁、河川、公営住宅等の社会資本の整備や維持管理等を計上していますが、1億5,735万5千円の増額は、単身者用集合住宅整備が主なものです。9消防費は、1億2,934万円、

構成比4.7%です。ここでは、消防団の運営経費や、災害対策、広域消防組合の負担金等を計上していますが、2,183万9千円の増額となります。増額の大きな要因は、ヘリポート整備事業となっています。10教育費は、3億4,446万8千円、構成比12.4%ですが、神末レクリエーション体育館改修、神末中央集落センター改修、教員住宅改修などにより、6,740万2千円の増額となります。11公債費は、2億2,496万3千円、構成比8.1%です。借り入れた過疎対策債等の元利返済費を計上しているもので、1,059万9千円の増となっています。以上、目的別の歳出で主なものの説明とさせていただきます。表の右端には、説明番号を記載しております。その番号に対応して、18ページから21ページで増減理由について、詳しく記載しておりますので、ご確認いただければと思います。資料22ページからの主な施策につきましては、全員協議会において担当課長よりご説明申し上げます。以上、令和5年度一般会計予算案の概要について、説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より概要説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第26、議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第27、議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(葛城昌俊君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,321万6千円とするものです。前年度と比べ、1,590万3千円、11.4%の減額となっています。

○議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第28、議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億7,024万4千円とするものです。前年度と比べ、2,031万6千円、7.0%の減額となっています。診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ1億1,131万7千円とするものです。前年度と比べ、559万9千円、4.8%の減額となっています。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第28、議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算 の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第29、議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ4億4,029万8千円とするものです。前年度と比べ、261万7千円、0.6%の増額となっています。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第29、議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第30、議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(葛城昌俊君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ4,390万4千円とするものです。前年度と比べ、86万7千円、2.0%の増額となっています。
- 議長(葛城昌俊君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、日程第30、議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣言

- 副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は3月16日木曜日午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。長時間にわたりお疲れ様でした。

(午後1時10分散会)

(令和5年3月16日)

令和5年第1回(3月)御杖村議会定例会(第2号)

令和5年3月16日(木)

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 議案第12号 [修正案を除く原案可決]
みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について
(修正動議) [修正案可決]
みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例に対する修正動議
- 第2 議案第14号 [原案可決]
みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第15号 [原案可決]
みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第16号 [原案可決]
御杖村の公の施設の指定管理者の指定について
(みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)
- 第5 議案第17号 [原案可決]
令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について
- 第6 議案第18号 [原案可決]
令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について
- 第7 議案第19号 [原案可決]
令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について
- 第8 議案第20号 [原案可決]
令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 第9 議案第21号 [原案可決]
令和5年度御杖村一般会計予算の議定について
- 第10 議案第22号 [原案可決]
令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について
- 第11 議案第23号 [原案可決]
令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 第12 議案第24号 [原案可決]
令和5年度御杖村介護特別会計予算の議定について
- 第13 議案第25号 [原案可決]
令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 第14 発委第1号 [原案決定]
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 第15 発委第2号 [原案決定]
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程と同じ

◎出席議員(6名)

議長 葛城昌俊君	副議長 張間裕子君
2番 廣口芳弘君	4番 古川芳明君
6番 山岡隆良君	7番 松岡一生君

◎欠席議員(1名)

8番 木村忠雄君

◎会議録署名議員

2番 廣口芳弘君 4番 古川芳明君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前10時44分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(葛城昌俊君):皆さん、ご苦労様でございます。本日の令和5年第1回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。なお、本日の会議に際し、木村議員より入院加療及び療養のため欠席届が出ております。ただ今の出席議員は6名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりとします。傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されていますので、静粛にお願い申し上げます。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条及び御杖村議会傍聴規則第11条の規程により退場を命じますので、念のため申し添え致します。

◎議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての 村民の賛否を問う住民投票条例の制定について (修正動議)みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村 民の賛否を問う住民投票条例に対する修正動議

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):ただちに議題に入ります。日程第1・議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。本案については、むらづくり委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より審査の経過及び結果の報告をお願いします。廣口委員長。

○2番(廣口芳弘君):議長、2番廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長。

○2番(廣口芳弘君):むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第1・議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についての審査の経緯並びに経過と結果について、ご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る3月7日の本会議におきまして、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について、議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、以上の4議案が付託されたことにより、3月10日に委員会を開催いたしました。当日は、木村委員を除く委員及び村長、副村長と関係所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定について、条例制定請求代表者3名の意見陳述や条例制定請求者名簿に署名された55名の村民の意思と本条例案に付された村長の意見について、長時間にわたり議論を行いました。その結果、村長も指摘されていますが、現時点において何ら確定した説明資料もなく、村民にその賛否を判断していただくには時期尚早であり、令和5年4月9日執行予定の奈良県知事

選挙及び奈良県議会議員選挙と同日投票日とするには困難であることに加え、本条例案の内容では、住民投票を実施する上において、成立要件の規定など不十分であるとの結論に至り、休憩に入りました。休憩後、松岡むらづくり副委員長より、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についてに対する修正動議の提案がなされ、本条例の原案とあわせて提案された修正案について、質疑及び討論と採決を行いました。なお、全員出席の委員会ですので、議論や質疑等の内容については、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、全員の賛成により、議案第12号に対する修正案は可決すべきものと決定しました。次に、修正案を除く原案である議案第12号について採決を行った結果、全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案に対し、松岡一生君、張間裕子君から修正案が提出されております。議会会議規則第17条の規定により議題とします。案文につきましては、お手元に配布したとおりであります。この際、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定に対する修正動議につきましては、原案と併せて議題といたします。議会会議規則第42条の規定により、修正案提出者の説明を求めます。松岡一生君。

○7番(松岡一生君):議長、7番松岡。

○議長(葛城昌俊君):松岡一生君。

○7番(松岡一生君):議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定についてに対する修正動議の提案理由を説明いたします。むらづくり委員会でも、条例制定請求代表者3名の意見陳述や条例制定請求者名簿に署名された55名の村民の意思と本条例案に付された村長の意見について、長時間にわたり議論を行いました。その結果、村長の意見書でも指摘されていますが、現時点において何ら確定した説明資料もなく、村民にその賛否を判断していただくには時期尚早であり、令和5年4月9日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙と同日投票日とするには困難であることに加え、本条例案の内容では、住民投票を実施する上において、成立要件の規定など不十分であるとの結論に至りました。しかしながら、本案については、村民55名の署名による直接請求により提案されたものです。委員会においても、55名の村民の意思を重く受け止め尊重し、議員全員がなんとか可決したいとの思いがあふれているものでした。原案のままではかなわぬとも、修正案を持って、可決願いたく提案するものです。それでは、お手元の修正案をご覧ください。主な修正部分について説明いたします。まず、修正前第3条及び第5条で、投票日を、令和5年4月9日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙と同日に実施となっていますが、これを、修正後第4条で令和5年11月末日までの間において村長が定めるものとしてしています。これについては、村民の方に賛否の判断をお願いするにあたり、奈良県や関係機関からの説明を踏まえた上で、しっかりと村民に説明をする期間も必要であることから、その期限として定めるものです。次に、修正前には規定がない成立要件等について、修正後の第16条において、住民投票は、投票した者の総数が、投票資

格者総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わないと規定をしています。これは、御杖村民の多くの方の意見であると判断するためには、少なくとも過半数の方の意思が示されることが必要であると考えられるものです。その他の修正箇所については、住民投票を実施する上において、規定しておくことが望ましいと考えるもので、原案の趣旨を変えるものではないことから、説明は割愛させていただきます。書面にて確認いただきたいと思います。以上、修正動議の理由を述べさせていただきました。署名により請求された方々の思いを重く受け止めるとともに、また、この住民投票が多くの村民の意思であるとするためにも、この修正案にご理解ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

- 議長(葛城昌俊君):ただ今、松岡議員より説明ありました、議案第12号みつえ高原牧場内畜産団地の建設についての村民の賛否を問う住民投票条例の制定に対する修正案に対し、質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。まず、原案に対する松岡一生君と張間裕子君から提出されました修正案について採決を行います。本修正案に賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、松岡一生君と張間裕子君から提出されました修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。委員長の報告は、可決です。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、修正議決された部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第15号みつえ温泉設置条例の一
部を改正する条例の制定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第2・議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3・議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第2・議案第14号及び日程第3・議案第15号について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より一括して、審査の経過及び結果の報告をお願いします。廣口委員長。

○2番(廣口芳弘君):議長、2番廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長。

○2番(廣口芳弘君):それでは、日程第2・議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3・議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定につきまし、一括して、その審査の経過と結果について報告させていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、2議案ともに全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定についてのむらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する 条例の制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):まず、日程第2・議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2・議案第14号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2・議案第14号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の 制定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第3・議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第3・議案第15号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3・議案第15号みつえ温泉設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

(みつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉「姫石の湯」・道の駅伊勢本街道御杖)

[上程、委員長報告、委員長質疑、討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第4・議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。本案について、むらづくり委員会に付託した案件でございます。御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より審査の経過及び結果の報告をお願いします。廣口委員長。

○2番(廣口芳弘君):議長、2番廣口。

○議長(葛城昌俊君):廣口委員長。

○議長(葛城昌俊君):これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第4、議案第16号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、議案第16号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について、議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の議定について、議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の議定について、議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第5号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第5・議案17号令和4年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定について、日程第6・議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第3号の議定について、日程第7・議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の

議定について、日程第8・議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についての4議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第5・議案17号、日程第6・議案第18号、日程第7・議案第19号、日程第8・議案第20号について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、日程第5・議案第17号から日程第8議案第20号までの各会計における補正予算につきまして、一括して、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る3月7日の本会議におきまして、令和4年度各会計における補正予算4件、令和5年度各会計当初予算5件の合計9件の案件が付託されたことにより、3月13日に委員会を開催いたしました。当日は、木村委員を除く委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、令和4年度の各会計における補正予算4件について、各案件ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第17号から議案第20号まで、全員の賛成により、可決すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):まず、日程第5・議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第5・議案第17号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5・議案第17号令和4年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正
予算(第3号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第6・議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第3号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第6・議案第18号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6・議案第18号令和4年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第3号の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正
予算(第5号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第7・議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第7・議案第19号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7・議案第19号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第5号の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正
予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第8・議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第8・議案第20号について、委員長の

報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8・議案第20号令和4年度御杖村介護保険特別会計補正予算第2号の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第9・議案21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について、日程第10・議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、日程第11・議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第12・議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第13・議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についての5議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第9・議案21号、日程第10・議案第22号、日程第11・議案第23号、日程第12・議案第24号、日程第13・議案第25号の5議案について、御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):議長、6番山岡。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長。

○6番(山岡隆良君):それでは、日程第9・議案第21号から日程第13・議案第25号の5会計における令和5年度当初予算の議定につきまして、一括して、その審査の経過と結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、令和4年度当初予算5議案ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(葛城昌俊君):山岡委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて各議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):まず、日程第9・議案21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第9・議案第21号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9・議案21号令和5年度御杖村一般会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第10・議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第10・議案第22号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10・議案第22号令和5年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(葛城昌俊君):次に、日程第11・議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第11・議案第23号について、委員長

の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11・議案第23号令和5年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算 の議定について

[討論、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第12・議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第12・議案第24号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12・議案第24号令和5年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計 予算の議定について

[討論、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第13・議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(葛城昌俊君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第13・議案第25号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(葛城昌俊君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13・議案第25号令和5年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

- 議長(葛城昌俊君):次に、日程第14・発委第1号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(葛城昌俊君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○副議長(葛城昌俊君):次に、日程第15・発委第2号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉議及び閉会の宣言

○副議長(葛城昌俊君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和5年第1回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時44分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

葛城昌俊

御杖村議会議員

廣口芳弘

御杖村議会議員

古川芳明